(参考)都市計画制度の変遷と現況・課題

昭和43年 制定時の目的	制定時の制度概要	制定後の主な制度改正	都市の現況	社会経済情勢の変化	都市計画制度の現況・課題
○実質上の都市の広域化を踏まえた都市計画・DID 地区面積(東京都) S35 574k m → S45 808k m²	○行政区域に捕らわれない広域都市計画区域の指定○広域的見地から国や都道府県による調整	○都市計画区域マスター プランの創設 (H12)	 ・都市計画区域1231 (H20.3.31) (うち広域都市計画は2割) 面積: S45 (764万ha)	行 ・H67 年の総人口は、 H17 年から約 3,800 万	
〇スプロール (急激な都市化と無秩序な市街地の拡大による弊害) の防止 マインフラ未整備な住宅等の立地の防止 マ効率的な公共施設整備の防止	○郊外での無秩序な開発の抑制と公共投資の効率化・重点化のため、線引き制度と開発許可制度の導入	○まちづくり三法制定 (H 10)、同法改正〔大規 模集客施設の立地規制、 市街化調整区域内の大 規模な計画的開発の許 可基準の削除〕(H18) ○線引き選択制(H12)、 準都市計画区域の創設 (H12)	・市街化区域人口 S45 (54,130 千人) → H20 (86,598 千人) ・都市計画区域の人口増の96%を 市街化区域が吸収 ・準都市計画区域 58,705ha (H 20.3.31)	20.2 %から H67 年には 40.5 %に上昇 ○地球環境問題の深刻化・京都議定書削減約束の達成には 9.3 %の温暖化ガス排出量の削減が	○ 線引き制度は、都市計画区域の人口増を市街化区域内で大部分吸収する 等、スプロールの防止に一定の成果を挙げてきたが、都市郊外部で規制の 緩い地域においては農林自然地を蚕食する無秩序な開発は依然発生。 ○ 集約型都市構造の実現や自然空間の保全のためには、線引き制度が有す る機能が一定の効果を発揮することが期待。 ○ 一方で、市街化調整区域と非線引きの規制強度格差による外延化の助長 が懸念。
う宅地開発需要の増加 への対応 〜土地の有効利用の促進 〜地価の安定化 〜良好な都市環境の形成 ・人口(東京区部) S30 697万人 → S40 889万人 ・1世帯当たり住宅数 (東京区部) S43 0.98 ・六大都市の地価	たな市街化区域の設定と都市施設の重点整備、計画決定段階からの土地の先間に及って、市街化区域内の農地を開からの出りの場が、市街、市田出制の導入、・線引き、用途地域に係る大臣認可・開発的誘導・開発の誘導	○住て(\$50) 成 宝住(\$50) (H3) 定宅住で(\$50) (H3) 定宅住で(\$50) (H3) 定宅にの良好ではのはが、ののはのではのではが、ののではのではでででででででででででででででで	 ・ 1 世帯当たり住宅数 1.14(H15) ・ 1 住宅当たり延べ面積 (大都市圏) ・ S48 (73㎡) →H15 (90㎡) ・ 公示価格変動率(東京圏:住宅地)【S46~H3は上昇基調 (S63は69%)、H4~H18は下落基調、H19、20は上昇】 ・ 首都圏のマンション価格の年収倍率 H2 8 倍→H19 6 倍・地区計画数 (防災街区整備、沿道、集落地区計画を除く) 5, 253 [用途地域の 7%] (H20.3.31) ・ 景観計画策定団体数 163 (H21.4.1) ・ 再開発等促進区 2,578.6ha (H20.3.31)、都市再生特別地区96.2ha (H21.6.30) 	 兆円 ・インフラ整備・維持管理費用は減少 ○市町村の行政区域の広域化 ・市町村数は約45%減 	だ存在。
○効率的・集中的な公共 施設の整備 ・下水道普及率(東京区 部)S40 35 %	○都市計画施設等内の建築制 限と土地の先買い制度等の 導入と市街化区域内への 共投資の重点化(道路準化) 園、下水道の記載を基準化) 〇公共施設の整備義務可基準化 内容とする開発許る受 の本市計画事業に係る画税 負担金制度、都市計画税	〇立体都市計画制度(H12)	 市街化区域内の道路整備率 S50 (37%) →H20 (63%) 市街化区域内の公園整備率(面積ベース) S51 (49%) →H20 (76%) 都市計画道路(幹線街路)の未着手率は38%(H20.3) 都市計画公園・緑地の未着手区域の割合は20%程度(H19.3) (箇所ベース) 	○世界的な都市間競争の 激化 ・世界競争力評価で、日 本は 2007 年には 24 位	○ また、社会経済構造の転換により将来見通しが想定しにくくなる中、都 市の将来像・方向性の精査・共有とともに、状況変化に応じ適宜修正して
〇農林漁業との健全な調 和	○市街化区域における農地転用の届出制の導入○線引きについて農林水産大臣協議	生産緑地法改正 (H3)、	・市街化区域内農地の転用面積 \$50以降では、毎年4,500~ 7,500haの転用 ・集落地区計画数 14 (H20)		O 都市郊外部の規制が緩い地域で農林自然地を蚕食する無秩序な開発が見られる一方、環境、防災等の機能面から農地を含む緑地等の自然空間の評価の高まり。
┃ の移譲と住民参加によ	〇公聴会や公告・縦覧等、住	○地方分権一括法 (H11)、 市町村の計画申出制度 (H12) ○計画決定手続の条例に よる付加、縦覧の際の 理由書の添付 (H12)、 都市計画提案制度(H14)	 国決定 O → O %、 都道府県決定約 40 →約 20 %、 市町村決定約 60 → 80 % (H6→H17) 計画提案数 都計法: 96、都市再生法: 40 (H20.3.31) 		○ 地方分権や住民参加を促進する措置は着実に実施。、 ○ 身近なまちづくりや集約型都市構造の実現には、市町村が、住民の納得の下、各都市の地域の実情を反映させながら、その主体性・創意工夫を発揮して個別の対応を積み重ねていく必要。 ○ 一方で、集約型都市構造の実現には、個々の積み重ねが全体の調和・全体の最適化を確保しつつ進められる必要があり、その対応が課題。